

○我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱

平成15年4月22日訓令第8号

改正

平成28年3月31日訓令第13号

我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱

我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成元年訓令第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、工事材料の買入れ並びに測量、調査及び設計の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、競争入札参加者登録簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が工事事務、施工不良その他の不正行為（以下「工事事務等」という。）を引き起した場合における指名停止等に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

（指名停止及び停止期間）

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、あらかじめ我孫子市入札等審査会（以下「審査会」という。）に諮り、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が前項の規定により指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、建設工事等担当課長は、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 市長が第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を一般競争入札に参加させてはならない。

4 市長が第1項の規定により指名停止を行ったときは、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第125条に規定する公告において、当該指名停止に係る有資格業者が参加できないことを公告しなければならない。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍（当初の指名停止期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

（1）別表各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1項若しくは第2項又は第3項から第6項までの措置要件のいずれかに係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項若しくは第2項又は第3項から第6項までの措置要件のいずれかに再び該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各項、前各項及び第5条第1号から第3号までの規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は、24か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、

当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該指名停止について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 市長は、第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき及び前項の規定により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査会に諮るものとする。
- 8 市長は、指名停止を行おうとする事件について、千葉県が既に指名停止を措置しているときは、第2条、前各項及び次条の規定にかかわらず、千葉県の決定を参考に指名停止の期間を定めることができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は我孫子市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3項又は第5項に該当したとき それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第3項から第6項までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第3項若しくは第4項に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に

関し、別表第2第3項から第5項までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(5) 我孫子市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5項若しくは第6項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

（指名停止の効力の存続）

第6条 指名停止の期間が競争入札参加者登録簿の登載期間を超える場合において、当該指名停止の効力は、なお存続するものとする。

（工事事務等の報告）

第7条 建設工事等担当課長は、所管する建設工事等に関し工事事務等が発生したときは、工事事務等に関する報告書（様式第1号）により、所属長、契約担当課長及び契約主管部長を経て市長に報告しなければならない。

（指名停止の通知）

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、次に掲げるところにより通知するものとする。

(1) 指名停止のとき 指名停止通知書（様式第2号）

(2) 指名停止の期間を変更したとき 指名停止期間変更通知書（様式第3号）

(3) 指名停止を解除したとき 指名停止解除通知書（様式第4号）

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市が発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。ただし、当該指名停止の事由が我孫子市水道局が発注した建設工事等に関するものであるときは、水道事業管理者が必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 建設工事等担当課長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注する工事の全部又は一部を下請負（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承認しない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第12条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

(準用)

第13条 この要綱の規定は、建設工事等以外の有資格業者に係る指名停止等について準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等に係る有資格業者の指名停止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱第2条の規定により指名停止を受けている業者等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日訓令第13号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱第2条の規定により指名停止を受けている業者等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月 日訓令第 号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱の規定により指名停止を受けている有資格業者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

工事事故等に基づく措置要件

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 本市（地方公営企業を含む。）が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札に係る調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2 本市（地方公営企業を含む。）が発注した建設工事等（以下この表及び次表において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 千葉県内における建設工事等で、前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

7	市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
8	一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置要件

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等（有資格業者の代表権を有する役員、代表権を有すると認める肩書を付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括している認められる者をいう。以下同じ。）	12か月以上24か月以内
(2) 一般役員等（有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）	6か月以上12か月以内
(3) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	3か月以上9か月以内
2 次に掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	6か月以上12か月以内
(2) 一般役員等	3か月以上9か月以内
(3) 使用人	2か月以上6か月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 千葉県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上24か月以内
4 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
5 千葉県内において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員	逮捕又は公訴を知った

<p>員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>日から12か月以上24か月以内</p>
<p>6 千葉県外の区域において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>7 市発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>8 市発注工事等以外の業務に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

年 月 日

我孫子市長あて

報告者 職名

氏名



工事事故等に関する報告書

次のとおり工事事故等が発生し確認したので報告します。

1 件 名

2 契 約 額

3 工 期

4 業 者 名 住 所
商号又は名称
代表者名

5 工事事故等の概要

日 時

場 所

状 況

原 因

対 策 等

様式第2号（第8条関係）

我孫子市達（ ）第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

我孫子市長 印

指 名 停 止 通 知 書

次のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

1 指名停止の期間

2 指名停止の理由

3 適用事項

4 その他

様式第3号（第8条関係）

我孫子市達（ ）第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

我孫子市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け我孫子市達（ ）第 号をもって貴 の指名停止を行った旨の通知をしたところであるが、次のとおり指名停止の期間を変更したので通知する。

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

我孫子市達（ ）第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

我孫子市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け我孫子市達（ ）第 号をもって貴 の指名停止を行った旨の通知をしたところであるが、当該指名停止を解除したので通知する。